

将来の安心のために 「成年後見制度」を知っていますか？

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、お金の管理や契約手続きが難しくなったとき、ご本人を支える仕組みが「成年後見制度」です。ご本人の思いや今の暮らしを大切にしながら、安心して生活を続けられるようサポートします。

こんな時に役立ちます

「母に認知症の症状が出てきた。銀行の手続きが難しくなり、悪質な訪問販売などのトラブルも不安……」



ご本人の財産や権利を守るための支援につながります！

「自分が高齢になったとき、障がいのある子どもの将来が心配。お金や手続きを支えてくれる人が必要……」



「まだ先の話」と思っている、元気なうちから知っておくことで将来の安心につながります！

「まだ元気だけど、将来自分の判断能力が落ちたときに備えて、支援してくれる人を決めておきたい……」



■制度の詳しい種類については、
[成年後見はやわかりのページ]でご確認いただけます。

成年後見 はやわかり



■ご利用に関するご相談

実際の申立てや手続き先は家庭裁判所や公証役場となりますが、「何から始めればいいのか？」といった利用に関するご相談は、6ページに掲載の各相談窓口でもお受けしています。

参加
無料

成年後見制度研修会

講師

司法書士
かわむら なおき
河村 直樹 氏



「制度の基本は分かったけれど、後見人が決まった後はどのようなことが行われるの？」そんな疑問にお答えするため、成年後見人などが選ばれた後の支援についてご講演いただく、一歩進んだ研修会を開催します。

日時 10月22日(木) 13:30～15:00
(開場/受付 13:00～)

会場 あいあいプラザ

対象 制度についてさらに詳しく知りたい方、福祉関係機関の職員など

申込期限 10月8日(木)まで
申込方法 右の申込フォーム、または電話(長寿健康課 ☎ 22-8181)にてお申し込みください。



▲申込フォーム

問い合わせ 敦賀市高齢者・障がい者権利擁護連絡協議会(事務局:長寿健康課) ☎ 22-8181

「もしかして」の気づきが、 笑顔を守る第一歩です

～高齢の方や障がいのある方が、いつまでも安心して暮らすために～



私たち一人ひとりには、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らす当たり前の権利があります。しかし、加齢や障がいによって、自分から助けを求められなかったり、ご家族だけで悩みを抱え込んでしまったりするケースが少なくありません。誰もが安心して笑顔で暮らせるまちをつくるためには、地域の皆さんの温かい見守りが必要です。

こんな「あれ？」に気づいたら…

- ☐ 郵便物がポストにたまっている
- ☐ 家の中から、激しい怒鳴り声や泣き声が聞こえる
- ☐ 季節に合わない服を着ていたり、服がひどく汚れていたりしている
- ☐ 不自然なアザや傷がある
- ☐ 介護しているご家族が、いつも疲れ切っている様子である
- ☐ 本人の様子からは考えにくい高額な買い物や契約を繰り返している



迷わずご相談ください(匿名でも構いません)

■ 高齢者の方に関するご相談

- ・地域包括支援センター「あいあい」
(担当地域 栗野地区以外) ☎ 22-7272
- ・地域包括支援センター「なごみ」
(担当地域 栗野地区) ☎ 21-7530
- ・地域包括支援センター「長寿」
(必要時に上記センターと連携、協働して支援) ☎ 22-8181

■ 障がいのある方に関するご相談

- ・身体障害者相談支援センター「あいあい」 ☎ 22-8811
- ・障害者地域生活支援センター こだま ☎ 20-4565
- ・地域活動支援センター はあとぽーとさくらヶ丘 ☎ 24-4848
- ・敦賀市障がい福祉課
(市障がい者虐待防止センター) ☎ 22-8176

あなたの「もしかして」が、誰かの笑顔を守ります

「もしも勘違いだったら…」、「近所のトラブルに巻き込まれたら…」そう思われるかもしれませんが、あなたの「気づき」が、誰かの笑顔を守るきっかけになります。

間違いであっても全く問題ありません。相談された方の秘密は固く守られますので、安心してご相談ください。